

低入札価格調査資料の作成について

平成 30 年 8 月 1 日

1. はじめに

本工事は、登米市低入札価格調査制度実施要綱に基づき調査基準価格を設定しています。調査基準価格を下回る入札があった場合は落札を保留し、当該入札価格で契約の内容に適合した履行がなされるか否かを調査したうえで、落札者を決定します。

2. 留意事項

- (1) 低入札価格調査回答書（様式 1）に、必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ市が指定する提出期限までに提出願います。提出期限までに提出がない場合は、低入札価格での入札は失格となります。提出方法は、電子入札システムによる提出（2MG 以内の PDF ファイル）もしくは総務部総務課契約係へ 1 部提出してください。
- (2) 低入札価格調査回答書中、「別紙可」とあるものは、別添の「別紙 1～別紙 7」での提出もしくは任意様式で提出してください。該当がない場合は、該当なしと記入してください。
- (3) 提出期限後の調査資料の差換え及び再提出は認めません。ただし、市から調査資料の補足等を求められた場合は、指定の期限までに提出してください。
- (4) 調査資料に基づき調査した結果、事情聴取等を行う場合があります。
- (5) 調査資料の作成等に係る費用は調査対象業者の負担とします。
- (6) 調査資料は、当該契約の内容に適合した履行の可能性を判断する資料であることから、提出した回答書等に虚偽の記載をした場合は、登米市競争入札参加指名停止基準に基づき指名停止を行う場合があります。

3. 調査対象者を落札者とししない判断基準

- (1) 次の各号のいずれかに該当するときは、落札者としません。
 - ①調査対象者が、調査に応じないとき又は調査において求めた資料を正当な理由がなく提出期限まで提出しないとき。
 - ②配置技術者が、入札公告及び設計図書等に示した条件を満たしていないとき。
 - ③調査対象者が契約締結の意思がないことを確認したとき。
- (2) 次の各号のいずれかに該当するときは、落札者とししない場合があります。
 - ①入札金額の積算において、市の示した仕様を満たしていないとき。
 - ②工事費内訳書の積算に大きな違算があり、入札金額での契約の履行が困難と判断されるとき。
 - ③明らかに採算割れの受注になっているとき。
 - ④施工体制の見通しがなく、契約の履行が困難と見込まれるとき。
 - ⑤その他明らかに契約の履行が困難と見込まれるとき。

4. 調査の辞退

都合により低入札価格調査を辞退する場合は、総務部総務課あて低入札価格調査辞退届（様式2）を速やかに提出してください。（電子入札システムによる提出もしくは紙ベースでの提出） この場合は、当該入札は失格となり落札者とはなりません。

5. 低入札価格調査の内容

調査内容は次のとおりです。誤記載や記載漏れがないように留意してください。

1 入札価格積算の根拠及び妥当性の適否に関する事項

- ① 入札価格に係る工事費内訳書と仕様書の整合
- ② 入札価格に係る工事費内訳書の積算の適否
 - ・ 違算の有無
 - ・ 安価な積算の根拠及び理由
- ③ 利益見通し

2 施工体制及び労務、資材等の調達等の適否に関する事項

- ① 配置技術者の適否
- ② 下請・資材調達計画の適否
 - ・ 下請内容・下請予定業者・落札候補者との関係
 - ・ 調達資材・調達予定業者・落札候補者との関係
- ③ 労務者の調達計画の適否
 - ・ 予定労務単価の妥当性
- ④ 本工事の施工に必要な主な機械調達等の適否
 - ・ 調達（手持ち）機械の状況
- ⑤ 本工事の施工に必要な手持ち資材の適否
 - ・ 手持ち資材の状況

3 施工能力の適否に関する事項

- ① 過去の公共工事の施工実績及び成績状況
- ② 現在の手持ち工事状況

4 落札候補者の信用状況に関する事項

- ① 信用状況
 - ・ 建設業法違反及び指名停止の有無
 - ・ 賃金不払の状況
 - ・ 下請代金の支払遅延状況

5 その他の必要な事項

- ① 経営状況